

第一章 総則	第一節 通則（第一条～第二十三条）
第二章 特則	第二節 民事調停官（第二十三条の二～第十三条の五）
第三章 附則	第一節 宅地建物調停（第二十四条～第二十一条）
	第二節 農事調停（第二十五条～第三十条）
	第三節 商事調停（第三十一条）
	第四節 鉛害調停（第三十二条～第三十三条）

第一章 総則	第一節 通則（この法律の目的）
第二章 特則	第一条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互議により、条理にかない実情に即した解決を図ることを目的とする。（調停事件）
第三章 附則	第二条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立てをすることができる。（管轄）
	第三条 調停事件は、特別の定めがある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。（管轄）
	第四条 の一 調停の申立ては、申立書を裁判所に提出してしなければならない。（調停機関）
	第五条 裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、裁判所が相当であると認めるときは、裁判官だけでこれをを行うことができる。（調停機関）
	第六条 調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織する。（調停委員会の組織）

第七条 調停主任等の指定	1 調停事件は、相手方が外国の社団又は財團である場合において、日本国内にその事務所又は営業所がないときは、日本における代表者その他他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。
第八条 民事調停委員	2 裁判所は、調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるとき（次項本文に規定するときを除く。）は、申立てにより又は職権で、これを管轄のある地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めたときは、職権で、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送し、又は自ら処理することができる。
第九条 民事調停委員の除斥	3 裁判所は、調停事件がその管轄に属する場合においても、事件を処理するために適当であると認めるときは、職権で、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の家庭裁判所に移送しなければならない。ただし、事件を処理するため特に必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の家庭裁判所に移送することができる。
第十条 民事調停委員の除斥	2 民事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の規定により旅費、日当及び宿泊料を支給する。（手当等）
第十一条 利害関係人の参加	1 調停の結果について利害関係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。

第十二条 調停の結果	2 調停委員会は、相当であると認めるときは、調停の結果について利害関係を有する者を調停手続に参加させることができる。（調停前後の措置）
第十三条 調停の申立て	1 調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不當な目的でみだりに調停の申立てをしたと認めると認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させることができる。（調停の不成立）
第十四条 調停の実施	2 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が第十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。（裁判官の調停への準用）
第十五条 調停の成立・効力	1 調停の成立は、裁判官だけで調停を行いう場合に準用する。（調停の成立・効力）
第十六条 調停の執行	2 前項の措置は、執行力を有しない。（調停の執行）

（期日の呼出し）
第十二条の三 調停委員会は、調停手続の期日を定めて、事件の関係人を呼び出さなければならない。
（調停の場所）
第十二条の四 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことができる。
（調書の作成）
第十二条の五 裁判所書記官は、調停手続の期日に開廷するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、嘱託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。
（民事調停委員）
第十二条の六 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、調停事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は調停事件に関する証明書の交付を請求することができる。
（記録の閲覧等）
第十二条の七 調停委員会は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをすることができる。
2 調停委員会は、調停主任に事実の調査又は証拠調べをさせることができる。（事実の調査及び証拠調べ等）
第十二条の八 調停委員会は、事件の記録について準用する。
（記録の閲覧等）
第十二条の九 裁判所書記官は、調停手続の期日により利害関係の有する者を調停手続に参加させることができる。
（利害関係人の参加）
第十二条の十 調停の結果について利害関係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。
（調停の申立て）
第十二条の十一 調停の結果について利害関係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。
（調停の実施）
第十二条の十二 調停の申立ては、申立書を裁判所に提出してしなければならない。
（調停機関）
第十二条の十三 裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、裁判所が相当であると認めるときは、裁判官だけでこれをを行うことができる。（調停機関）
第十二条の十四 裁判所は、当事者の申立てによつて、現状の変更又は物の処分の関係人に對して、禁止その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除を命ぜることができる。（裁判官の調停への準用）
第十二条の十五 第十二条から前条までの規定は、裁判官だけで調停を行いう場合に準用する。（調停の成立・効力）
第十二条の十六 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立する。（調停の執行）

したものとし、その記載は、裁判上の和解との効力を有する。

(調停に代わる決定)

第十七条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるとときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。

(異議の申立て)

第十八条 前条の決定に対しても、当事者又は利害関係人は、異議の申立てをすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

裁判所は、前項の規定による異議の申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。

前項の規定により異議の申立てを却下する裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

4 適法な異議の申立てがあつたときは、前条の決定は、その効力を失う。

5 第一項の期間内に異議の申立てがないときは、前条の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(調停不成立等の場合の訴の提起)

第十九条 第十四条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定により事件が終了し、又は前条第四項の規定により決定が効力を失つた場合において、申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。(調停の申立ての取下げ)

第二十条 調停の申立ては、調停事件が終了するまで、その全部を取り下げることができる。ただし、第十七条の決定がされた後につき、職権で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に処理させ又は自ら処理することができた。ただし、事件について争点及び証拠の整理

が完了した後において、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

(調停が成立した場合の費用の負担)

第二十一条の二 調停が成立した場合において、調停手続の費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

(訴訟手続等の中止)

第二十二条の三 調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は第二十条第一項若しくは第二十四条の二第二項の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後ににおいて、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

前項の規定は、調停の申立てがあつた事件について非訟事件が係属しているとき、又は第二十条第四項において準用する同条第一項の規定により非訟事件が調停に付されたときについて

(終局決定以外の決定に対する即時抗告)

第二十三条の二 調停手続における終局決定に対しても、この法律に定めるもののほか、最高裁判所規則で定めるところにより、即時抗告をすることができる。

(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)

第二十四条の二 調停手続における申立てその他

の申述については、民事訴訟法第一編第八章(第一百三十三条の二第五項及び第六項並びに第一百三十三条の三第二項を除く。)の規定を準用する。

する。この場合において、同法第百三十三条の規定中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人(民事調停法第十一条(同法第十五条において準用する場合を含む。)の規定により調停手続に参加した者をいう。)」と、同条第三項中「訴訟記録等(訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。)」とあるのは「調停事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等(訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。)」とあるのは「の閲覧若しくは譲り写又はその譲本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは譲り写又はその譲本若しくは抄本の交付」、同法第百三十三条の二第二項中「に係る訴訟記録等」とあるのは「の閲覧若しくは譲り写、その正本、譲本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第百三十三条の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面」又は「又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」の複製」と、同法第百三十三条の三第二項中「記録等」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面」又は「又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」の複製」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは参加人又は利害関係を疎明した第三者は、調停事件の記録」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「調停事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは譲り写、その正本、譲本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替えるものとする。

(この法律に定めない事項)
第二十三条 この法律に定めるもののほか、調停に関する必要な事項は、最高裁判所が定める。

(民事調停官の任命等)

第二十三条の二 民事調停官は、弁護士で五年以上その職にあつたもののうちから、最高裁判所が任命する。

(民事調停官の任期等)

第二十四条 民事調停官は、非常勤とする。
民事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。
1 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
2 民事調停官は、その義務違反その他民事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。
3 民事調停官は、任期を二年とし、再任されることが可能である。

(民事調停官の権限等)

第二十五条の三 民事調停官は、裁判所の指定を受け、調停事件を取り扱う。

民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、次条第三項ただし書に規定する権限並びにこの法律の規定(第二十二条において準用する非訟事件手続法の規定を含む。)及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停に関する権限(調停主任に係るもの)のほか、次に掲げる権限を行ふことができる。

一 第四条、第五条第一項ただし書、第七条第一項、第八条第一項、第十七条、第三十条(第三十三条において準用する第二十八条、第三十四条及び第三十五条の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停に関する権限)のほか、次に掲げる権限を行ふことができる。

二 第二十二条において準用する第二十八条、第三十四条及び第五十二条の規定(同法第十三条规定及び第十四条第三項の規定)において規定されている民事調停に関する権限。

第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に
一項を加える改正規定及び同法第三百三十三条第六項
の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財
産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判
手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定
(
〔第八十七条の二〕を削る部分に限る。)
民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日